

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 8 月 10 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800044号

厚生局事業番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800071号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和59年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで

私の年金記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和59年4月30日となっているが、同社には同年4月末日まで勤務しており、被保険者資格喪失日は同年5月1日になるはずである。同社から最後に受け取った給与に係る明細書において厚生年金保険料が控除されていることも確認できるので、正しい被保険者資格喪失日に記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与に係る複数の明細書、昇給辞令及び預金通帳の写し並びに請求者の雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間にA社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和59年4月の標準報酬月額については、同年4月分の給与として認められる明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和59年4月30日から同年5月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、事業主が資格喪失年月日を同年5月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年4月30日を資格

喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。